

会 議 録

会議の名称		令和 6 年 5 月 定例教育委員会会議		
開催日時		令和 6 年 5 月 27 日 13 時 00 分開会 15 時 01 分閉会		
開催場所		つくば市役所本庁舎 4 階 ミーティング室 1・2		
事務局		教育局教育総務課		
出席者	委員	教育長 森田 充 委 員 倉田 廣之 委 員 柳瀬 敬 委 員 和泉 なおこ 委 員 成島 美穂		
	委員以外の出席者	教育局長 吉沼 正美 教育局統括監 中根 英明 教育局次長 久保田 靖彦 教育総務課長 山岡 めぐみ 学務課長 笹本 昌伸 教育施設課長 大口 勝也 健康教育課長 柳町 優子 特別支援教育推進室長 中島 澄枝 学び推進課参事兼総合教育研究所長 岡野 正人 学び推進課参事兼教育相談センター所長 小野 尚文 生涯学習推進課長 澤頭 由紀子 文化財課長 石橋 充 中央図書館長 柴原 徹 中央図書館副館長 玉木 正徳 教育局企画監 青木 孝之		
公開・非公開		☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開	傍聴者数	4 人
会議次第及び議事	1 開会 2 議事録承認 3 教育長の報告 4 案件 (1)議案第 27 号 令和 5 年度つくば市一般会計予算継続費繰越計算書			

	案に同意することについて（非公開）
(2) 議案第 28 号	令和 5 年度つくば市一般会計予算繰越明許費繰越計算書案に同意することについて（非公開）
(3) 議案第 29 号	令和 6 年度つくば市一般会計予算案（6 月補正予算）に同意することについて（非公開）
(4) 議案第 30 号	教育財産の取得の申出について（非公開）
(5) 議案第 31 号	つくば市文化財保護審議会委員の任命について（非公開）
(6) 議案第 32 号	つくば市奨学生選考委員会委員の解任について（非公開）
(7) 議案第 33 号	つくば市奨学生選考委員会委員の任命について（非公開）
(8) 議案第 34 号	つくば市高等学校等通学定期券購入支援交付金交付規則について（公開）
(9) 議案第 35 号	つくば市高校生自転車等通学支援交付金交付規則について（公開）
(10) 議案第 36 号	工事契約の締結について（非公開）
(11) 議案第 37 号	つくば市いじめ問題専門委員会委員の任命について（非公開）
(12) 議案第 38 号	つくば市民間不登校児童生徒支援施設利用者支援交付金交付規則の一部を改正する規則について（公開）
(13) 報告第 10 号	臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市コミュニティ・スクール協議会委員の任命）（公開）
(14) 報告第 11 号	臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市学校評議員の委嘱）（非公開）
5	その他
6	閉会

◎会議の概要

1 開会	
森田教育長	それでは時間になりましたので、ただいまより令和 6 年 5 月の定例会を開催いたします。

	本日もお忙しいところ、委員の皆様にはお集まりをいただきましてありがとうございます。本日は案件が多いですので、スムーズに進行してまいりたいと思います。ご協力よろしくお願いいたします。
2 議事録の承認	
森田教育長	まず、議事録の承認ですが、令和6年4月定例会の議事録を委員の皆様事前に確認していただいております。その後修正等がないようでしたら、議事録を承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員一同	はい。
森田教育長	ありがとうございます。それでは署名人を和泉委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
3 教育長の報告	
森田教育長	続きまして3の教育長報告でございますが、今回は新学期も始まりましたので、校内フリースクールの様子について報告をさせていただきます。 令和6年度からは、市内すべての小学校、中学校及び義務教育学校50校に校内フリースクールを設置し運営しておりますが、今年度は校内フリースクール支援員に加え、校内フリースクール補助員も学校に配置しています。現在支援員は全校に配置済みで、補助員は半分程度の学校に配置している状況です。不足している補助員につきましては、継続して募集しています。 中学校等においては、多様なニーズにより柔軟に対応できるよう、今年度から使用する部屋を2部屋に増やしました。2部屋については学習ができる部屋と、気持ちを落ち着けてリラックスできる部屋という位置付けとしております。今年度校内フリースクールを新設した小学校25校につきましても、4月の時点で利用している児童がすでにて、昨年度はほぼ不登校だった児童の利用も見られている状況です。不登校傾向の児童にSルームを案内したり、支援員とコミュニケーションをとったりしながら、Sルームが居場所となるような働きかけを行っており、過ごしやすい自分に合った場の提供に努めています。中学校等では、昨年からSルームを利用していた生徒を中心に継続した利用が見られます。昨年度

	3月の時点での1日当たりの平均利用数は、小学校で2、3人、中学校で3、4人となっており、支援員の丁寧な対応が継続的な利用に繋がってきているのではないかと考えています。児童生徒からは校内フリースクールについて、「信頼できる先生がいつもいてくれる」「いつでも行って大丈夫で、勉強を見てくれる」「好きなことができて嬉しい」「安心して登校できる」などの声が聞かれており、児童生徒にとって安心して学べる場所、居場所として機能していることが伺えます。また、学校によっては、定期的に生徒指導部会を実施し、利用者の情報共有や今後の体制についての検討を行い、支援員との連携もスムーズに行っておりますので、このような事例を研修会等で全校に広げていければと思っています。 さらに、今年度は支援員に対してパソコンと個人用のアカウントを付与しておりますので、Teamsで担当の教員と連絡を取り合ったり、情報を共有したりすることができるようになっていたことも、改善点として挙げられます。今後も環境の整備や学習支援の体制づくり等、それぞれの学校の課題に寄り添っていくとともに、学校の教職員の適切な関わり方についても支援していきます。そして、支援員と補助員がよりよい支援をできるよう、事例検討会、臨床心理士による研修会等を年6回行うこととし、支援体制をより充実させていきたいと考えています。報告は以上でございます。 それでは案件に入りたいと思います。非公開案件を先に審議し、後に公開案件を審議したいと考えております。本日は議案が12件と報告が2件ありますが、議案第27号から第30号及び議案第36号が議会案件のため、また、議案第31号から第33号及び議案第37号、報告第11号が人事案件のため、これらを非公開とし、議案第34号、第35号、第38号、報告第10号の4件を公開としたいと考えております。このように進めてよろしいでしょうか。
委員一同	はい。
森田教育長	ではそのように進めさせていただきます。まずは非公開の案件を進めてまいりますので、傍聴人の方がいらっしゃいましたら一度退室をお願い

	いしたいと思います。入室が可能になりましたら改めてお知らせいたします。
(1)議案第 27 号	令和 5 年度つくば市一般会計予算継続費繰越計算書案に同意することについて（非公開）
森田教育長	議案第 27 号、まずは教育施設課からお願いします。
大口教育施設課長	（議案に対する説明）
森田教育長	次に健康教育課、お願いします。
柳町健康教育課長	（議案に対する説明）
森田教育長	ただいまの説明に関しまして質問や確認事項がありましたら、お願いします。よろしいですか。では承認することよろしいですか。
委員一同	はい。
森田教育長	では承認するものとさせていただきます。
(2)議案第 28 号	令和 5 年度つくば市一般会計予算繰越明許費繰越計算書案に同意することについて（非公開）
森田教育長	続いて議案第 28 号、これも予算関係になりますので、関係各課からの説明をお願いします。 まず、学び推進課からお願いします。
岡野学び推進課参事兼総合教育研究所長	（議案に対する説明）
森田教育長	次に教育施設課、お願いします。
大口教育施設課長	（議案に対する説明）
森田教育長	ただいまの説明に関して質問や確認事項がありましたらお願いします。

	(議案に対する質疑応答)
森田教育長	質問はよろしいですか。では承認としてよろしいですか。
委員一同	はい。
森田教育長	それでは承認とさせていただきます。
(3)議案第 29 号	令和 6 年度つくば市一般会計予算案 (6 月補正予算) に同意することについて (非公開)
森田教育長	続いて議案第 29 号です。これについても、関係各課から説明をお願いしたいと思います。まずは教育総務課からお願いします。
山岡教育総務課長	(議案に対する説明)
森田教育長	次に教育施設課、お願いします。
大口教育施設課長	(議案に対する説明)
森田教育長	続いて学び推進課、お願いします。
岡野学び推進課参事兼総合教育研究所長	(議案に対する説明)
森田教育長	続いて、総合教育研究所、お願いします。
岡野学び推進課参事兼総合教育研究所長	(議案に対する説明)
森田教育長	続いて、文化財課、お願いします。
石橋文化財課長	(議案に対する説明)

森田教育長	最後に健康教育課、お願いいたします。
柳町健康教育課長	(議案に対する説明)
森田教育長	ただいまの説明につきまして、質問や確認事項がありましたらお願いします。
	(議案に対する質疑応答)
森田教育長	他にはいかがですか。よろしいでしょうか。では承認することとしてよろしいですか。
委員一同	はい。
森田教育長	それでは承認するものとさせていただきます。
(4) 議案第 30 号 教育財産の取得の申出について (非公開)	
森田教育長	議案第 30 号、中央図書館からお願いします。
柴原中央図書館長	(議案に対する説明)
森田教育長	質問や確認事項がありましたらお願いしたいと思います。
	(議案に対する質疑応答)
森田教育長	他はいかがですか。よろしいですか。では承認するものとしてよろしいですか。
委員一同	はい。
森田教育長	それでは承認とさせていただきます。
(5) 議案第 31 号 つくば市文化財保護審議会委員の任命について (非公開)	
森田教育長	議案第 31 号、文化財課からお願いします。

石橋文化財課長	(議案に対する説明)
森田教育長	質問や確認事項がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では承認するものとしてよろしいですか。
委員一同	はい。
森田教育長	それでは承認するものとさせていただきます。
(6)議案第 32 号	つくば市奨学生選考委員会委員の解任について (非公開)
(7)議案第 33 号	つくば市奨学生選考委員会委員の任命について (非公開)
森田教育長	続いて、議案第 32 号ですが、議案第 33 号と関連がありますので、一括で教育総務課から説明をお願いします。
山岡教育総務課長	(議案に対する説明)
森田教育長	質問や確認事項がありましたら、お願いします。よろしいですか。では承認するものとさせていただきます。よろしいですか。
委員一同	はい。
森田教育長	それでは承認するものとさせていただきます。
(10)議案第 36 号	工事契約の締結について (非公開)
森田教育長	議案第 36 号、教育施設課からお願いします。
大口教育施設課長	(議案に対する説明)
森田教育長	質問や確認事項がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。では承認するものとさせていただきます。よろしいでしょうか。
委員一同	はい。
森田教育長	それでは承認するものとさせていただきます。

(11)議案第 37 号 つくば市いじめ問題専門委員会委員の任命について（非公開）	
森田教育長	議案第 37 号、学び推進課からお願いします。
小野学び推進課 参事兼教育相談 センター所長	（議案に対する説明）
森田教育長	質問や確認事項がありましたらお願いします。よろしいですか。では承認するものとしてよろしいですか。
委員一同	はい。
森田教育長	では承認するものとさせていただきます。
(14)報告第 11 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市学校評議員の委嘱）（非公開）	
森田教育長	報告第 11 号、教育総務課からお願いします。
山岡教育総務課 長	（議案に対する説明）
森田教育長	質問や確認事項がありましたらお願いします。
	（議案に対する質疑応答）
森田教育長	他にはよろしいでしょうか。では承認することとしてよろしいですか。
委員一同	はい。
森田教育長	では承認するものとさせていただきます。
(8)議案第 34 号 つくば市高等学校等通学定期券購入支援交付金交付規則について（公開）	
森田教育長	非公開案件については以上でございますので、傍聴の方がいらっしゃいましたら、入室をお願いします。 議案第 34 号、教育総務課、お願いします。

山岡教育総務課長	議案第 34 号つくば市高等学校等通学定期券購入支援交付金交付規則について説明いたします。高等学校等への進学にあたりまして、それぞれの能力や適性、興味に合った進路の選択肢を広げるため、公共交通機関等を利用して通学する生徒の経済的負担の軽減を図ることを目的に支援を行います。対象者は、住民基本台帳に登録されており、対象区域に立地する高等学校等に通学するもので、公共交通機関を利用して継続的に通学し、通学定期代が、年間 10 万円を超える高校生に交付します。対象区域は、規則の第 3 条第 1 項第 2 号に規定しておりますが、つくば市を含め 14 市 3 町 1 村を対象としております。こちらについては、県南教育事務所管内の自治体及びこれまでに進学実績がある高等学校がある、つくば市に隣接する自治体としております。以上の条件を満たす方に、3 万円を交付いたします。申請期間につきましては、令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年の 1 月 31 日を予定しており、申請方法については、いばらき電子申請・届出サービスの利用を基本に、郵送や直接の持参等でも受け付けます。よろしくお願いいたします。
森田教育長	ただいまの説明に関して質問や確認事項等がありましたら、お願いします。はい、倉田委員どうぞ。
倉田委員	対象者は通学代が年間 10 万円を超える者ということですが、対象者数の想定はありますか。
山岡教育総務課長	5,000 人程度と積算しております。ただ、正確な数字はなかなかわからないところでして、今年度初めて導入することで状況を把握することができるのではないかと考えています。
森田教育長	どのように通学しているかというのは、なかなか実態が分からないので難しいところですね。
和泉委員	これはあくまでも申請ということでしょうか。
山岡教育総務課	はい、あくまでも申請です。

長 森田教育長	他にはよろしいですか。はい、柳瀬委員どうぞ。
柳瀬委員	これは私立学校へ通学する生徒も対象ということですか。
山岡教育総務課 長	はい、対象になります。
柳瀬委員	その場合も、金額は自己負担分で見るということですか。スクールバスなど、学校が補助をしているということはありませんか。
山岡教育総務課 長	今回スクールバスも対象に含めておりますので、補助が出ていても、通学定期券の購入費の合計が 10 万円を超えるようであれば、対象になります。
森田教育長	あくまでも年間で 10 万円超えていればということですね。
柳瀬委員	高校生の通学費の負担額がどれぐらいか、統計として出ているものはあるのでしょうか。
山岡教育総務課 長	統計的なものではありませんが、制度を設計する上で、市内の各中学校から市内の各高等学校に通学する際の距離を出しまして、その距離から、通学定期券のおおよその金額を算出しており、その金額が年間で約 10 万円でした。そのため、年間で 10 万円を超えていれば市外への通学になってくるとみて、基準額を 10 万円としております。
森田教育長	通学している高校をリストアップして、そこに行くとなると幾らかかっているかを計算したのですね。そして、10 万円を超えて市外の学校に通っているようであれば補助するという基準を出したということです。
柳瀬委員	基本的には高校生の通学に関して金銭的な負担が大きいという大前提があって、話が進められたのですね。ですので、その負担についての根拠が何かないと進まなかった話なのではないかと思います。最初の時

	点である程度調査があったと思うのですが、その時に私立学校のスクールバスについてもある程度の調査があつて然るべきだったのではないかと思います。
山岡教育総務課長	市内にも高等学校がありますが、やむを得ず市外に通学せざるを得ないというお声も頂いております。経済的な面での負担はもちろん、公共交通機関についても、例えばバス業界では人手不足等の問題もあつて便数が減っている中で、自転車で通学せざるを得ないというような状況もあります。そのような状況と、市民の方からの御意見などを受けまして、今回実施に至ったものです。
和泉委員	私からもよろしいでしょうか。3万円ということですが、これはどのように積算されたのでしょうか。
山岡教育総務課長	根拠としましては、他の市町村でも同様の補助を実施している自治体がありますので、そのようなところの例などを参考にしており、その割合についてはおおむね3割程度でしたので、基準額10万円の3割で3万円と設定いたしました。
柳瀬委員	私立の学校へ大きなバス停を利用して通学している生徒もいれば、つくバスを使って県立高校へ通学している生徒もいるわけですね。そのあり方は、全く違うわけです。金額で3万円と言っても全然違うはずで、この制度の整合性といいますか、必要性が市民に伝わりにくいような気がします。今後質問が来ると思いますので、もう少しデータを揃えて実態を示して説明できるようにした方が良くと思います。
山岡教育総務課長	ありがとうございます。私たちも今年度初めて取り組むところで、申請の状況や皆様からいただく御意見を踏まえて改善しながら、事業をより良いものにしていければと考えております。
和泉委員	申請期限等、今後のスケジュールについて教えてくださいませんか。
山岡教育総務課	今年度については7月1日から申請を受け付ける予定としておりま

長	す。申請の期限は令和7年1月31日までを申請期間としております。申請については、必ずしも実績というわけではなく、見込みでも申請できるような形をとっており、例えば3か月の定期券を買っていて、年間で定期代が10万円を超えるようであればその定期券の写しで申請を受け付けます。できる限り早く市民の方に支援を届けたいということもありまして、見込みでも受け付ける予定となっております。
柳瀬委員	定期券でないと対象とはならないということですかね。つくバスなどでも。
森田教育長	そうですね。対象となるのは負担額が10万円超えたときだけです。で、つくバスのみの利用で対象となるケースは無いように思われます。 実際の進学高校の実数を捉えて、金額も出して、5,000人ぐらいが申請と想定しているわけですが、とにかく初めてなもので一切わからない中で進めている部分もあります。今回やってみてその辺りが幾分はつきりしてくるのではないかと思いますので、2年目は大分改善ができるのではないかと考えております。 他にはよろしいでしょうか。では承認することよろしいですか。
委員一同	はい。
森田教育長	それでは承認するものとさせていただきます。
(9)議案第35号 つくば市高校生自転車等通学支援交付金交付規則について（公開）	
森田教育長	続いて議案第35号です。こちらは同じ通学でも自転車通学の方に対する補助についてです。教育総務課、お願いします。
山岡教育総務課長	議案第35号つくば市高校生自転車等通学支援交付金交付規則について説明いたします。対象者は先ほどの議案第34号つくば市高等学校通学定期券購入支援金交付規則と同様で、つくば市在住で、対象区域に立地する高等学校に通学し、自宅から学校までの距離が片道6キロメートル以上の方に、年額1万円を交付いたします。自転車だけでなく、原動機付自転車で通学する方も対象とします。申請方法及び申請期間については、先ほど議案第34号でご説明した内容と同様となります。なお、高等

	学校等通学定期券購入支援交付金と高校生自転車等通学支援交付金を重複して受けることはできません。よろしくお願いいたします。
森田教育長	質問や確認事項がありましたらお願いします。はい、倉田委員どうぞ。
倉田委員	支援することは非常に良いことだと思います。近頃、自転車の安全運転について問題になっていますが、例えば違反で捕まった等の場合は交付が取り消しになることはあるのでしょうか。
山岡教育総務課長	そこまでは定めていませんが、退学や転学、転出、自転車を利用しなくなった際には対象から外れますので、返還をお願いする場合もあります。
森田教育長	学校で自転車通学許可証のようなものを出しているところがほとんどだったはずです。
倉田委員	安全運転についてはきっと学校側で指導しているのでしょうね。
森田教育長	そうですね。他はいかがですか。はい、和泉委員どうぞ。
和泉委員	第2条に規則の目的が記してありますが、当該通学に要する費用には、自転車本体やヘルメットの購入費は含まれるのでしょうか。何を含むのかを教えてくださいよろしいでしょうか。
山岡教育総務課長	自転車やヘルメット、雨合羽なども関係してくるのかも分かりませんが、特に限定はしていません。時には自転車通学の方がバスに乗ることもあるでしょうし、あくまでも自転車で通学する方の経済的な負担の軽減を目的とするものです。
森田教育長	項目として特に洗い出したわけではないですが、自転車通学の場合もある程度いろいろなものに対して費用がかかっているため、その負担を軽減するという考え方ですね。

成島委員	他にはいかがでしょうか。はい、成島委員どうぞ。 各高校にこの補助についてはお知らせをするのでしょうか。
山岡教育総務課長	対象地域にある学校に対しては、7月に入ってからになってしまうかもしれませんがお知らせする予定です。
森田教育長	他にはいかがでしょうか。はい、柳瀬委員どうぞ。
柳瀬委員	重複は認められないということですが、申請書を見ると、公共交通機関と自転車を併用するケースも想定されているようです。そのようなケースでも、どちらか一方に申請するということでしょうか。
山岡教育総務課長	はい。そのような方もいらっしゃるかと思いますが、もし通学定期券の購入額の合計が10万円を超えるようであれば3万円の交付となり、自転車通学支援の交付額より金額が大きくなりますので、どちらも該当するような方には交付額がより大きい通学定期券購入支援交付金の申請をしていただければと思います。
森田教育長	ケースとしてはあり得ますが、自転車通学支援の対象が片道6キロです。自転車を6キロ漕いでからバスに乗るような方はおそらく少ないのではないかと考えています。まずは実施の1年目ということで、またいろいろと気づきがあったり、周りの方々の声が聞こえてきたりするかと思いますので、ぜひそのような声をお寄せいただいて、検討する材料にさせていただければと思っています。 他にはよろしいですか。では承認することよろしいですか。
委員一同	はい。
森田教育長	では承認するものとさせていただきます。
(12)議案第38号 つくば市民間不登校児童生徒支援施設利用者支援交付金交付規則の一部を改正する規則について（公開）	
森田教育長	議案第38号、学び推進課、お願いします。

小野学び推進課 参事兼教育相談 センター所長	議案第 38 号つくば市民間不登校児童生徒支援施設利用者支援交付金規則の一部改正についてです。変更点は大きく 2 点ございます。1 点目は第 3 条についてです。こちらでは支援の対象となる事業について定めていますが、これまでも支援対象としておりました施設を持たないオンライン事業者や訪問支援の事業者についても本交付金の支援対象となることがわかるよう、表記を改正しております。それに伴いまして、交付金の名称もつくば市民間不登校児童生徒支援施設利用者交付金から、つくば市民間不登校児童生徒支援事業利用者交付金と変更しております。2 点目は第 6 条についてです。昨年度は 1,000 円未満を切り捨てで交付しておりましたが、昨年度の実情を見ますと、短期で支援事業を活用した際には 100 円単位の端数が生じるケースが多くございました。よって、より細やかな支援をしていくために、100 円未満を切り捨てる形へ改正しております。以上となります。
森田教育長	質問や確認事項がありましたらお願いします。はい、柳瀬委員どうぞ。
柳瀬委員	文言を支援施設から支援事業にしたということですね。文部科学省は施設という言葉を使っているものの、内容としては事業なので、施設という言葉を使うことで建物やそれに類するものを持っていることを前提にしているのかという誤解を与えかねず、何とかこの施設という言葉を使いやすくすべきだと前から言っておりました。今回文言を修正するということですが、文部科学省が使用している文言を使わないことによる問題の部分はクリアできたのでしょうか。
小野学び推進課 参事兼教育相談 センター所長	御指摘のように、施設という言葉が先にありましてこの規則を交付していましたが、実情としては建物が無くてもサービスを展開している民間の事業者はいらっしゃるもので、その実情に合わせて、事業という言葉が適切であろうと判断して変えております。現在のところ、この名称の変更によって何かしらの不利益が生じたり支障をきたしたりするような場面は出ておりません。

柳瀬委員	すごく議論して、それでも施設という言葉は外せなかった経緯がありましたが、外せるということであればとても良いと思います。オンラインでサービスを提供している事業者などのことを考えると、これは非常に良い変更だと思います。
森田教育長	他にはいかがでしょうか。はい、和泉委員どうぞ。
和泉委員	私も第3条をこのような表記にしたのは、改善だと思っています。ただ、質の保証の点が気になります。私自身十分に把握できていないのですが、オンラインのものにもいろいろなものがあるのではないかと思います。そこはどのように判断していくのでしょうか。つまり、オンラインの種類や実績、何かしらの教育活動をしていること、その効果などが示されていないようだとして少々不安を抱きます。
森田教育長	はい、学び推進課。
小野学び推進課 参事兼教育相談 センター所長	確かに支援事業によっては新規事業で不確定というか、よくこちらもわかっていない状況のところから申請が上がってくる可能性がございます。訪問支援事業の事業者やオンライン支援事業者には、それぞれ9つの条件を満たしているかを確認するための様式をお配りしています。最低限その条件を満たしていることが、適切な支援がなされていることに繋がるのではないかと考えております。ただ、おっしゃるように新規の事業者については、どのような活動をされているのか、随時確認していく必要があると考えております。また、学校でも、事業所から提供される資料を基に成績等に評価を加えていく作業もありますので、子供の学習成果について確認していくようになっております。教育委員会と現場で二重にチェックしながら進めていこうと考えております。
森田教育長	他にはよろしいですか。はい、成島委員どうぞ。
成島委員	直接この内容に関係ないのかもしれませんが、昨年度の個人の利用実績はどのくらいだったのでしょうか。

小野学び推進課 参事兼教育相談 センター所長 成島委員	令和5年度につきましては、107名の利用者の方から申請がございました。 ありがとうございます。事業者についてはどうでしょうか。
小野学び推進課 参事兼教育相談 センター所長 柳瀬委員	この場ですぐにはお答えできませんが、申請の大半は市内の事業者からでした。 民間フリースクールの事業者への支援のものではなく、利用者への支援で利用者が利用した事業者の数のデータがあるということですね。
小野学び推進課 参事兼教育相談 センター所長 成島委員	すみません、手元に数字が無いのですが、調べまして追ってお伝えいたします。 ぜひより周知されていくようにしていただきたいです。
森田教育長	利用すべき人が利用できないということが無いよう、周知していくことが確かに大事だと思います。また気づきがありましたら、お声を寄せていただければと思います。 他にはよろしいですか。では承認することでよろしいですか。
委員一同	はい。
森田教育長	それでは承認するものとさせていただきます。
(13) 報告第10号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市コミュニティ・スクール協議会委員の任命）（公開）	
森田教育長	報告第10号、生涯学習推進課、お願いします。
澤頭生涯学習推進課長	報告第10号臨時に代理した事務の管理及び執行の状況についてご説明いたします。つくば市教育委員会の権限に属する事務の委任及び代理に関する規則第3条第1項の規定により、教育委員会を代理して事務を処理しましたので報告するものでございます。代理した事務は、コミュニティ・スクール協議会委員の任命についてです。令和6年5月1日付で

	協議会を設置している 9 学園 215 名に対して任命を行ったものです。任期は令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。以上です。
森田教育長	質問や確認事項がありましたら、お願いします。はい、和泉委員どうぞ。
和泉委員	区分を見ると、(8)教育委員会が適当と認める者とあります。どのように認めたら良いのかが分からないので、根拠を教えていただいてよろしいでしょうか。
澤頭生涯学習推進課長	こちらは学校から推薦があつて任命するものになりまして、聞き取りや状況の確認を行い、総合的に判断するものとして捉えております。
森田教育長	(1)から(7)の枠組みには入らないものの学校から推薦があつた人を、こちらが適当だと認めたという流れですかね。
和泉委員	(1)地域住民に含めない方が良いという判断があつて、(8)の区分を設けたということでしょうか。区分としては地域住民でも良いのではないかと思います。
森田教育長	(8)の区分を使っているのは竹園学園以外にもありましたかね。
和泉委員	春日学園も(8)の区分の方がいらっしゃるようです。
澤頭生涯学習推進課長	基本的には区分に分けて推薦していただくのですが、例えば、その地区の住民ではないものの、昔から地区の活動に関わっていらっしゃる方で、学園の様子を昔からよく知っているという方もいます。また、その地区に在籍する企業等の代表者という方もいますので、そのような方は、(8)の区分で推薦していただいています。
柳瀬委員	あまり細かく規定しなくても良いと思います。例えば、秀峰筑波義務教育学校では元校長先生をはじめいろいろな方が入っていますが、各小

	学校区域から1人ずつ入るようになっていくという配慮があるそうです。そのようにいろいろな選び方があるでしょうから、地区に住んでいない方が入る可能性は当然あると思います。
倉田委員	私も地域差があっても良いと思います。その学校の特色をどう出せるかについては、どのような人間に関わるかが大事で、その学校のことをよく知っていて、自分がどのように関わればそこに参画できるかという意識を持った人が集まるのが理想だと思いますので、枠を決めずに学校に任せるのが良いと思います。
和泉委員	例えば桜学園の委員を見ると、地域住民の方がとても多いですが、それも各学園で決めてもらうということですね。
森田教育長	他にはよろしいですか。はい、柳瀬委員どうぞ。
柳瀬委員	ガイドラインを示していただいたのですが、地域の多様性をうまく表現できているかどうかということを、話し合いの場に上げてほしいと思います。あとは地域のことを地域の人たちが必ずしもよく分かっていない場合もあって、要するに外から見の人の方が地域の特性がよく分かることもあります。そのような意識も持っていた方が良いと思いますので、ガイドラインに沿った振り返りというのをぜひやっていただきたいと思います。多様性をどのように自分たちで担保するかというところです。進んでいく中で、なかなか人が入れ替わらずに固定化してしまうことを心配しています。そこまで考えて、継続性をあまり意識せずに毎回新しくしようという意図で、4月の1か月間をクールダウンの期間とするというのであれば、それはそれで意味があるかとは思いますが、ただ、学校によっては多少の偏りがあるかもしれませんが、全体としてはとても多様ですね。ちなみに、他の学校がどのように選んでいるかというのは、情報として校長先生には共有されているのでしょうか。コミュニティ・スクールの協議会委員名簿というのは、公開されているのですか。
澤頭生涯学習推進	会議の資料に含まれますので、公開になっております。

進課長 柳瀬委員	ということは、他の学校でどのような方が委員になっているのかは知ろうとすれば知ることができるということですね。
澤頭生涯学習推進課長	はい。積極的にお見せしているわけではありませんが、お尋ねいただいた際にはお示ししています。
柳瀬委員	きっと校長先生は名簿を見ていますよね。
澤頭生涯学習推進課長	おそらくは他の学園の状況も多少なりとも気にされているかとは思いますが。どのような感じかとお尋ねいただくことがありまして、委員構成のバランス等の状況についてお伝えさせていただいております。
柳瀬委員	座長や校長が集まってコミュニティ・スクールのことについて意見交換をする場はあるのですか。
澤頭生涯学習推進課長	昨年は研修会という形で開催させていただきました。推進会議の場合は座長と副座長、協議会の場合は会長と副会長を中心に、地域学校協働活動推進員やコミュニティ・スクールの核となって運営していただく方に、他の学園の状況を踏まえつつ意見交換や情報共有をしていただくことでよりスムーズに進めていくことができると考え、研修会などを実施しております。今年度もその予定で準備を進めております。
柳瀬委員	他の学園のコミュニティ・スクールの事例紹介をすると、自分たちの学園でも真似してすぐにやってみようというような雰囲気があるのではないかと思います。それは良いことでもありますが、あまり他のところのことは気にせず自分たちで独自にやればよいのではないかととも思います。その両面が大事だと思います。
澤頭生涯学習推進課長	ありがとうございます。研修会と事例発表会の場で、それぞれの学園の試みについて意見交換をして、お互いに刺激し合うことで、活動が盛んになるように協力しながら進めているところです。

森田教育長	最後に各学園の取り組みについてまとめて、お互いに見えるようにしたのはでしたね。 他にはいかがでしょうか。はい、成島委員どうぞ。
成島委員	この名簿では分からないのですが、いわゆる地域コーディネーターと呼ばれる方はこの中には含まれないのですかね。
柳瀬委員	分類の欄に(3)地域学校協働活動推進員と書いてある方がそうですね。
成島委員	すみません、ありがとうございます。複数名いらっしゃる場所もあるんですね。
森田教育長	学園によって人数はそれぞれですね。地区ごとに置いているところもあれば、全体で1人というところもあります。他にはよろしいですか。はい、和泉委員どうぞ。
和泉委員	名簿の備考欄を見ると、PTA 会長や副会長で選出されている方がいますが、そのことを名簿に載せることについては良し悪しがあると思います。というのも、名簿で示すことで、そのような人を協議会に入れなければならないと思ってしまう可能性があると思います。それも良い点ではある一方で、固定化してしまうことや充て職的になってしまうことは、メリットとは言えないのではないかと思います。役職についていない方でも参加できるという融通性があれば、形骸化しないのではないかと思います。今後どのように動いていくかを見ていく必要がありますし、PTA から委員を選びたいとなった場合でも、決して必ずしも会長や副会長でなくても良いというのがコミュニティ・スクールだと思いますので、その辺りを縛らないようにして、多様性を示すことがこれからいろいろな活動をしていく中で肝要かと思いました。
森田教育長	学校によっては PTA 活動との連携を考えると、PTA の役員がいると良いという考え方もあるようです。ですので、考え方は非常にいろいろなのではないかと思います。まだ始まって間もないですが、非常に順調に進

委員一同	んでいるような気がしています。思っていたよりもスムーズに進んでいるような印象です。 他にはよろしいですか。では承認してよろしいですか。 はい。
森田教育長	それでは承認するものとさせていただきます。
5 その他	
森田教育長	案件は以上となりますので、その他に移ります。まずは事務局から何かありましたら、お願いします。はい、健康教育課。
柳町健康教育課長	財産の取得についてご報告させていただきます。（仮称）新桜学校給食センター厨房用物品購入、（仮称）新桜学校給食センター食器用かご購入、学校給食用食器購入の3件につきまして、令和6年5月21日に開札がございまして、令和6年5月28日に仮契約を締結し、6月議会で契約の承認をいただく予定となっております。その結果につきましては、改めて次の教育委員会でご報告させていただく予定です。以上です。
森田教育長	他にありますか。はい、教育施設課。
大口教育施設課長	先ほど議案第36号で工事契約の締結について説明させていただきましたが、今後その他の工事につきましても、議会案件となる予定のものがございまして、手代木南小学校校舎長寿命化改修工事、真瀬小学校校舎長寿命化改修工事、谷田部中学校校舎長寿命化改修工事の3件について、先日入札がありました。現在その3件につきましては、国の交付決定通知待ちのものと、仮契約に向けて審査中のものがあります。条件や状況が整い次第、6月議会の中間議案又は最終議案に提出させていただきます。以上です。
森田教育長	他に事務局からは何かありますか。無いようですので、委員の皆様から何かありましたらお願いします。はい、和泉委員どうぞ。
和泉委員	学び推進課から不登校支援事業の利用に関するアンケートの資料を頂

	きました。ありがとうございました。非常に見やすかったです。多様な学びネットワークが2月に行った意見交換会の会議録も受け取っていただき、確か校内フリースクールの支援員にもアンケートをとったとお聞きした記憶がありますが、それらの関連資料を突き合わせて、1年間新しい施策を行ってどうだったかの振り返りを行うべきなのではないかと考えています。強く懸念していることがありまして、まだどこにも繋がることができていない児童生徒がいるのではないかとということです。とても大まかな数字になってしまいますが、市内に約700人の不登校の子供たちがいて、その中で校内フリースクールや公設、民間の支援の場に通うことができていないのは、おそらく100人程度なのではないかと思っています。まだまだ手の届いていない子供たちがいると思われる状況で、そのような子供たちにどのように支援していく必要があるのかを考えるためにも、振り返りが必要なのではないのでしょうか。せっかく昨年度のデータがこれだけとれていますし、いかがでしょうか。
小野学び推進課 参事兼教育相談 センター所長	ご指摘のとおり、1つのアンケートでは実態が見えてこない部分が正直なところありまして、複数のアンケート結果等を見比べながら分析を進めていく作業が必要だと思います。令和4年度に実施したアンケートの結果と改めて比較し直すのはどうかといった意見も課内で出ています。また、全国的な傾向も見ることも必要かと思っています。新型コロナウイルス感染症の状況が一段落したことの影響も含めて、全国的な結果も見比べながらこの後分析を進めていきたいと思っています。 また、現在どこにも繋がることができていない児童生徒というお話がありましたが、その点についてはまずはしっかりと実態を把握しなければいけないと考えます。そして、どのような支援をしていくのかについては、学校と連携を図りながら進めていきたいと思っています。不登校になってしまっているものの、週に1、2回放課後の少しの時間だけ学校に行っているようなケース、担任が家庭訪問して繋がりを作っているケース、スクールソーシャルワーカーが間に入っているケースなど、いろいろな段階の児童生徒がいると思います。そういったところを細かく確認していきながら、特に本当にどことも繋がりを持っていない児童生徒については、早急な支援ができるよう体制を整えていきたいと思っています。

森田教育長	700 人というのは 30 日以上欠席した児童生徒の数ですが、その中で全欠の児童生徒の状況が少し改善しているのかということですね。私たちが事業を進めたことで、どれほど成果があったのか、まだ繋がらない児童生徒が何人いて、それに対してどのような策を講じていくかについては、またお示しできるようにしたいと思います。
柳瀬委員	30 日以上欠席の児童生徒が 800 人台から 700 人台に減ったということですが、不登校の子供を事業としてケアできているのは、校内フリースクールと民間のフリースクールを合わせても 1 割程度だと思います。ですので、残りの 9 割の子供たちとどのように繋がっていけるかが問題だと思います。最近ある校長先生と話をしましたが、なかなか打つ手がないと言っていました。校内フリースクールに来てくれれば良いが、登録している子供は 10 人以上いても、結局来ているのは 1 日に 2、3 人ということでした。担任の先生が家庭訪問をするわけですが、それが難しい子供の場合や、来てほしくないと言われた場合は打つ手がないということです。スクールソーシャルワーカーを派遣するという手もありますが、これは人的に限界がありますし、カウンセリングに関しては子供に学校に来てもらう必要があります。学校の中に教育相談センターのような機能があれば良いのですが、先生たちにもそれぞれ持ち場があって、いつでも相談に来てくださいという形で相談を受けることは簡単ではなく、校長や副校長、教頭が話を聞くという状態のようです。他には教育相談という選択肢もありますが、電話で予約しなくてはいけないですし、対応できる人数にも限界があります。学校に教育相談員を配置するというような話が以前にあったと思いますが、その辺りは機能しているのでしょうか。要するに、教育相談窓口を拡大して、場合によってはアウトリーチまでできる体制を作ることはできないのでしょうか。担任が家庭訪問に行くのは大変難しい状況だと思います。
小野学び推進課 参事兼教育相談 センター所長	教育相談体制については、スクールカウンセラーを昨年度よりも増員して配置しております。ただ、それでも学校によっては予約が取りにくいという実情も伺っております。その際には、教育相談員や他の教員がお話を聞いて繋いでいくという形をとっております。また、教育相談セ

	ンターが市の北部にあって、南部の方がなかなか訪れづらいという事情もありますので、毎週水曜日に南部での相談所開設を行っておりまして、できれば今後より充実させていきたいと思っていますところ。訪問指導などアウトリーチの部分については、現状では担任の先生の動きに頼ってしまっている部分も非常に大きいのですが、民間でそのような支援をしているところもありますので、そういったところと繋げるような動きもしていくことができればと思っています。
柳瀬委員	難しいのは、本人や保護者が動いてくれれば対応できるものの、向こうからアクセスしてくれない限り、こちらからのアクセスが難しいわけですね。唯一それができるのは、スクールソーシャルワーカーだと思うのですが、学校の教育相談員も外へ行くことはできるのでしょうか。それとも、学校の中での指導のみということでしょうか。
小野学び推進課 参事兼教育相談 センター所長	基本的には学校の中での指導となっています。
柳瀬委員	そうすると、次に行けるのは担任ですかね。担任は家庭訪問という形で行こうと思えば行けますよね。
小野学び推進課 参事兼教育相談 センター所長	そうなります。担任だけが家庭訪問をするわけではなくて、関わっている学年主任や生徒指導担当がサポートしながら、チームを組んで家庭訪問を実施していると思います。家庭や子供の方からアクションが無ければ難しいという御指摘がありましたが、不登校に関しては、自分のパワーが溜まってきて動き出せるようになる時機といいですか、子供のタイミングのような部分があると思います。そこで大事なのは、学校や公共の社会が、その子供たちや保護者との繋がりを切らずにずっと持っていられるかだと思いますので、学校職員が週に1回や2回でも連絡をとって、顔を見せるという作業によって信頼関係を作ることが必要なのではないかと思っています。外に出てくる力が高まってきた時に、タイミングを見て、必要なサポートを御紹介できるようにするのが良いのではないかと考えております。

柳瀬委員	場合によっては児童相談所と連携するなどして、児童保護のために動かななくてはならないケースもあると思います。おそらく 700 件のうち数パーセントでは、そのような子供もいるはずです。ですので、不登校の問題は不登校支援で何とかなると思わないで、教職員全員が不登校の問題に関わっているという前提で、総力戦で臨まなければ駄目だと思います。教育委員会を含め、学校の教職員みんなが変わらなければ駄目だという意識を持っていかねばならないと思います。
森田教育長	結局救える子は増えたものの、まだ救えていない子がいる状況ですので、救えていない子たちの実態を精査して、その子たちに何ができるのかをみんなで考えていく必要がありますね。スクールソーシャルワーカーなら救える場合もあるでしょうし、担任でないと難しい場合や、児童相談所に関わってもらわなければならない場合もあるはずです。まずは実態を整理していく段階かと思います。
倉田委員	不登校の状態が何に起因しているかによっても、対応する人間が変わってくると思います。学校からのアプローチを完全に拒絶していて関われない場合では、第三者的な人間が連携をとって入っていくことが必要だと思います。どのような状況や要因で不登校になっているのかを把握して、それぞれの子について対応策を考えていく必要があるのではないのでしょうか。一律に決まった方法で対応できるものではありませんので、個別の状況を丁寧に把握して、情報交換をしながら、対策を講じていく必要があると思います。そのためにも、事例研修会のような機会を提供して、学校間でも共有しながら連携をとっていくと良いのではないのでしょうか。すべての学校に校内フリースクールがあるわけですので、お互いに意見を上手に取り入れながら進めていけると効果があるのではないかと思います。子供によっては、自分の元の学校には戻りたくないものの、他の学校には行けるということもありますので、学校間で連携し、柔軟に対応していく必要があると思います。
柳瀬委員	以前にも言いましたが、研修というよりも勉強会が必要だと思います。勉強会の場でお互いに情報交換をして、横の連携を強くしていくことがまだまだできると思います。スクールカウンセラーの役割というの

	は、言葉として適正かどうかはわかりませんが、トリアージのようなものだと思います。子供と話して、すぐに手を打つ必要があると判断することになれば、逆にゆっくり見守るのが良いと判断することもあるわけで、それができるのがスクールカウンセラーであるはずで。直接問題を解決するのはスクールカウンセラーではないと思います。個人情報の取扱いという問題がありますが、教育相談員と連携して、必要に応じて関係する職員が集まって事例検討をするというのがあるべき形かと思います。研修会を年に何回か実施するだけでは十分ではないと思っています。情報交換会や学習会を頻繁に実施してほしいと思います。
和泉委員	アンケートの集計結果についていろいろと質問や疑問があるのですが、2年前の教育委員会で不登校問題についての会議を行ったような形で、一度これに特化した会議を設けるのはいかがでしょうか。
森田教育長	今までにいろいろと出たことを整理し、今までの取り組みを評価するような会議を一度開く必要がありますね。
柳瀬委員	スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育相談員、校内フリースクールの担任、支援員、補助員など関係する方を集めて、そのような場を設けられると良いと思います。民間のフリースクールの方にも来てもらえると良いかもしれませんが、ステークホルダーが多すぎて難しいですね。どこか他のステークホルダーが関わっているのではないかと思って、当の本人にはなかなかアクセスできない、手が回らないという状況になってしまっていると思います。
森田教育長	そうですね。会議の方法については考えたいと思います。 他にはいかがでしょうか。はい、成島委員どうぞ。
成島委員	外国籍の子供への対応についてです。子供は学校に順応していくことができて、保護者が日本の制度について理解することが難しく、戸惑っているという話を聞きます。学校の対応が追い付かず、近所の英語を話せる保護者が手伝っていて、負担が大きくなってしまっているようです。その中で、吾妻小学校では外国籍の子供が多い中で上手に対応で

	きていると聞きます。もちろん風の会の力も大きいと思いますが、学校側ができる範囲で対応していることもあるはずです。どのように対応しているかを学校間で共有する機会があると良いのではという意見が保護者から出ています。上手くいっている学校があるのですから、その方法を他の学校でも取り入れて、市内の学校では同じように対応できるようにするのが良いのではないのでしょうか。給食費の納入方法など、重要な事柄について理解できていない保護者がいる状況は望ましくないのではないかと思います。
倉田委員	孤立しないようにはしなければいけないですね。
成島委員	もちろん個人差が大きいですが、断固として日本語を学ぼうとしない方や、日本は先進国なのだから英語を話せて当たり前で、なぜ自分たちが歩み寄らなければいけないのかという姿勢の方も中にはいるようです。そういった方についてはその方個人の問題になってきますが、せめて最低限の部分については少し親切にできると良いのではないかと思います。
柳瀬委員	おそらくチューターのような役割の人がいればどうにかなる問題だと思います。保護者の出身国も多様で、状況も一人一人違うわけですが、大学であれば最初に必ずチューターを留学生につけるのですよね。もし必要がないようであれば早く切り上げてしまうこともあります。要するに、マンツーマンで話を聞いてあげて、問題になっていることを解決する役割を持つわけですし、そのような役割の人はいるのでしょうか。吾妻小学校の風の会は、チューターからスタートして組織されていったのではないかという話を聞きまして、そのようなことをコミュニティ・スクールや地域ぐるみでやらないといけないのではないのでしょうか。子供だけでなく保護者の問題になると、学校が直接チューターをつけるというわけにはいかないでしょうし。
成島委員	特定の個人に負担が行くような形は良くないと思います。やはり学校を一旦介するのが良いのではないのでしょうか。保護者対応は大体一旦学校を介しているイメージがありまして、生徒間トラブルがあっても直接

	その保護者には言わずに一度先生を通している気がします。
柳瀬委員	もちろんチューターは学校からお願いする形ですね。
成島委員	学校に連絡しても英語が通じないので遠慮してしまう方もいるようです。ですので、窓口として英語対応をスムーズに行えると良いのではないのでしょうか。ただ、英語対応にこだわるのも変な気がしています。今は翻訳アプリなどもありますし。
和泉委員	英語以外の言語が母語の方もいますしね。
成島委員	皆さんスマホは持っているでしょうし、何かうまいことできないかと思います。
和泉委員	ところで日本語支援員が配置されたはずですが、その状況はどうなのでしょうかね。
成島委員	日本語支援員は児童に対するものですよね。
和泉委員	そうですね。去年ある学校を訪問した際に校長が本当に困っていらっしやって、これはまずいのではないかと危機感を持っているのですが、日本語支援員にはどのぐらい応募があったのですかね。
森田教育長	加配のない学校で、外国人のお子さんがある学校に支援員を置きましょうということ始めたものですが、まだ数などはまとまっていないので、今度出せるようにしたいと思います。ただ、保護者へ特化したものとなると、なかなか無いというのが実情かもしれません。
柳瀬委員	本来であればまずは民生委員が担当する仕事であるはずですが。ただ、今は民生委員が特別職になって、権限などが無くなってしまっていて、本当は社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが地域で目配りをしていたのですが、完全にニッチな状態です。国際交流協会ができるかというマンパワー的に難しいと思います。やはり子供の方が

	らやっていくしかないかなとは思いますが。
成島委員	子供が高学年になると意外といろいろなことが分かってくるようですが、来日して間もない子やまだ小さい子の保護者は明らかに戸惑っていて、登校班のことすらも知らないことがあると聞きます。地域によって異なることや、日本独特の点もありますし、上手にコミュニケーションを取ることができる方がいてくれるとありがたいと思います。
柳瀬委員	コミュニティ・スクール協議会でこういった教育委員会が出た課題について議論してもらうというのも良いかもしれませんね。
和泉委員	ガイドラインの中で学校の課題の共有について記載しているはずですので、ここぞとばかりにコミュニティ・スクールを利用する形で、とにかく学校はこういったことに困っていますという現状を発信するべきではないでしょうか。発信しないと、なかなか当事者以外は保護者であっても知らないのではないかと思います。学校が抱える喫緊の切実な課題を学校から地域に発信することがまず必要ではないかと去年傍聴していて思いました。
柳瀬委員	教育委員会の場で教育委員が喫緊の課題と思われる事項を挙げて、それについてコミュニティ・スクール協議会に考えてもらうように提案することは、正式な諮問という形をとらなくても可能ですよね。
成島委員	少なくとも上手に対応できている学校でどのようにしているのかを共有することは、すぐにでもできるのではないのでしょうか。
柳瀬委員	学校としての対応ですかね。吾妻小学校の場合は、地域の保護者の方の力が大きかったと思いますが。
成島委員	地域の方から学校に引き継がれて、どのような形になっているのかを知ることができるの良いのではないかと思います。おそらく、学校の中にいると外国人の目線に立つことが難しく、何が問題なのかがわからないと思います。例えば、学校からいろいろなお知らせが来ますが、その

	中に重要な書類などが混ざっていて雑多な状況の学校もあるので、そういったところがどのように整理されているのか等です。その辺りは学校によって対応が違う状況だと思います。
柳瀬委員	皆さんのお知恵を借りて、情報を集めて具体的に動いていきたいですね。
森田教育長	以前は外国人の多く来る地域がある程度限られていましたが、今はいろいろな学校に来るようになって、前から多く来ていた地域ではシステムが整っている一方で、そうでない学校ではまだまだそのようなシステムが整っていないというのは確かだと思います。たしか吾妻小学校では学校の基本的なことにに関して、英語の説明書を用意していたように思います。
倉田委員	風の会がボランティアで手伝ってくれて、4か国語で作っていたはずです。
柳瀬委員	全部でなくても、使わせてもらうことができる箇所があれば、他の学校でも使えると良いですね。
森田教育長	大変貴重な提案だと思います。保護者への対応というのはなかなか教育局だけではできないので難しいところがありますが、少しでも教育局から提案することができると良いと思います。ありがとうございます。
6 閉会	
森田教育長	以上をもちまして、令和6年5月定例会を閉会します。ありがとうございました。

◎会議録の調製

署名年月日	令和6年（2024年） 6月25日
調製者	吉沼 正美